

# 故カーター大統領と

## 日米原子力関係の歴史

経験者の個人的な思い出

金子 熊夫 (エネルギー戦略研究会会長、  
外交評論家、元外交官)



カーター大統領 (在任期間 1977～81年)  
米国議会図書館

昨年二月二十九日に、米大統領経験者として史上最高齢の100歳で亡くなったジミー・カーター元大統領については、在任中(一九七七～八一年)及び退任後の多彩な業績を巡って米国内で様々な評価があるが、日本との関係においてもいくつかの重要な足跡を残した。  
日本との関係で特筆すべきことは、彼が日本の原子力政策、とりわけ核燃料サイクル政策に及ぼした影響であるが、このことについては、年配の方々はともかく、若い世代の人たちにはあまり知られていないのではないかとと思われるので、この機会に簡単に振り返ってみたい。

### 一流の原子力専門家としてのカーター氏

カーター氏が他の歴代大統領と断然違うところは、彼自身が元々原子力問題の一流の専門家だったことである。

第二次世界大戦終結直後、一九四六年に海軍兵学校(アナポリス)を卒業した彼は、ニューヨーク州のユニオン大学大学院で原子力物理と原子炉工学を専攻。その後、海軍士官として、ハイマン・リッコーヴァー提督の下で原子力潜水艦の研究開発と設計作業に従事。周知のように、「原潜の父」と謳われる伝説的な同提督は、海軍のエリート士官とウエスチングハウス社などの技術者を集めて、マンハッタン計画で生まれた原子爆弾の技術を応用して、原潜第一号「ノーチラス」の開発に成功。ちなみに、その経験と技術が民間に引き継がれて原子力平和利用のための発電炉(加圧水型 PWR)へと発展したものだ。

一九五二年に、カナダのチョークリバー原子力研究所で重大事故が発生した時は、リッコーヴァーの命令でチョークリバーに派遣され、その修理・解体作業に参加した。だが、この時、カーター少尉とその部下た

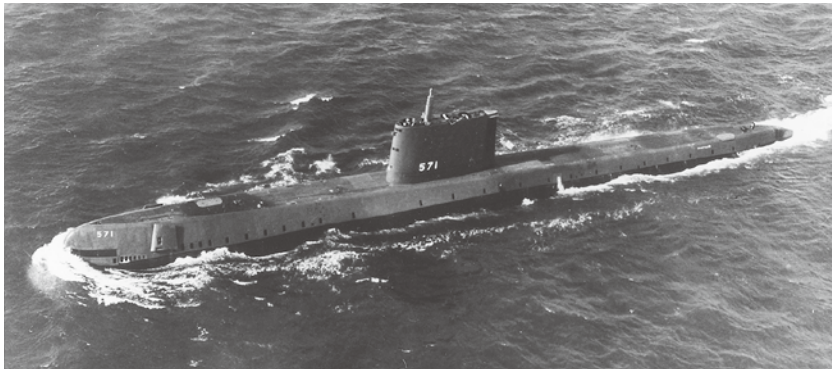
ちはかなり高レベルの放射線を浴び、しばらくの間、尿から放射線が検知されたと、後年カーター氏自身が自伝『なぜベストをつくさないのか Why not the Best?』に記している。

こうした原子力技術の素養と個人的な被曝体験があったからこそ、大統領任期中の一九七九年三月に突発したスリーマイル島(TMI)原発事故の際には、慌てふためいて過剰反応することもなく、終始冷静かつ的確に対処し、事故の被害を最小限に食い止めることに成功したと考えられる(この点で、3・11事故の際のどこの国の首相の対応ぶりとは雲泥の違いだ)。

### 再処理・プル利用を巡る日米対立の時代背景

こうした個人的体験に加えて、カーター氏がジョージア州知事から一九七六年の大統領選挙に立候補した当時の国際政治状況が、彼の原子力・核不拡散政策の形成に大きな影響を与えたことも明らかである。

アイゼンハワー大統領の国連総会における“Atoms for Peace”提案(一九五三年)をきっかけに、原子力平和利用活動が世界的に始まった。それに伴って核燃料や技術の軍事転



(右) ハイマン・リッコヴァー提督 (1900～1986年) 米国海軍歴史遺産司令部  
 (上) 世界最初の原子力潜水艦「ノーチラス」(1954年就役) 米国国立公文書館

用のリスクが生じた。そのため、核兵器不拡散条約(NPT)が国連で採択され、一九七〇年に発効していたが、いくつかの国はこれに加盟せず、核兵器の開発を秘密裏に進めていた。とくにインドは、最初からNPTを批准せず、一九六〇年代にカナダから輸入した原子炉(重水炉)や米国から輸入したウラン燃料を転用して独自の核爆発装置を作製し、「平和的核爆発」と称して一九七四年に核実験を行った。

このため、米国は、国際原子力機関(IAEA)による核査察を一段と強化するとともに、機微な技術や核燃料(特にプルトニウム、高濃縮ウラン)の輸出を原則禁止にするべきだと考えた。そうした機運の中で行われた一九七六年の米大統領選でも核拡散防止問題が大きな争点になっていたが、民主党は共和党より一層核拡散防止に積極的であった。この選挙で、ニクソンの後継大統領フォード(共和党)を破り、翌七七年一月に大統領に就任するや、カーター新大統領は早速四月に、従来の原子力平和利用推進政策を改め、国内で民生用原発から生じた使用済み燃料の再処理と、その結果抽出されたプルトニウムを使う高速増殖炉(FBR)の開発を無期限中止する

と発表。同時に米国と原子力協力関係を持つ国に対しても、米国産核燃料の再処理とプルトニウム利用の中止を求める政策を打ち出した。つまり、使用済み燃料は一度きりの「使い捨て」(once-through)で、再処理、リサイクル(高速増殖炉利用)はしないという基本方針を決定し、関係各国に通告してきたのである。

一方の日本は、前記のアイゼンハワー提案(一九五三年)に積極的に応じて、一九五五年に原子力基本法を制定し、原子力委員会を創設して以来二〇年、営々として原子力平和利用推進に励み、全国各地に原子力発電所を続々と建設しつつあった時期でもあった。

ところが、まさにその矢先に、第四次中東戦争を発端とする第一次石油危機(一九七三年)の大波に見舞われ、産油国グループ(OPEC)石油輸出国機構)に翻弄され、無資源国の悲哀を嫌というほど味わされた。当時日本で最初の、そしてたった一人の地球環境問題のエキスパートとして、新設されたばかりの国連環境計画事務局(UNEP、在ジュネーブ)に幹部職員として出向勤務していた筆者は、その時のショックを身をもって味わい、とても環境問題どころではないと悟った。

二度にわたる石油危機(油断!)の結果、脱石油の必要に迫られた日本は、持続可能であり準国産エネルギーである原子力発電の拡大に活路を見いだし、その方向に大きく舵を切った。そして、その路線の一環として、ウラン燃料の効率的利用の観点から使用済み燃料の再処理・リサイクルを基本方針としていた。つまり、米国とは正反対の道を選択していたのである。

### 足掛け10年に及ぶ日米原子力交渉

かくして、再処理の是非、具体的に言えば、動力炉・核燃料開発事業団(動燃)。現在の原子力研究開発機構の前身)の東海再処理施設の運転や第二再処理工場(その後、六ヶ所再処理工場)の建設、英仏への再処理委託問題などを巡って、日米政府は激突する状況に立ち至ったわけである。

当時の日米原子力協力協定(一九六八年調印)では、米国産の核燃料の形状変更(再処理、再濃縮を含む)やそのための第三国移転(英仏などでの再処理のための日本国外への持ち出し)には日米両国の「共同決定」が必要と規定されており(同協定第八条C項)、米政府の個別の事前承認がなければ何もできないことに



# 外務省初代原子力課長として10年にわたり核燃料サイクルを交渉

なっていたからである。そして、米  
国政府は、もしどうしても再処理を  
したいのならば、プルトニウムの単  
体抽出方式ではなく、混合抽出方式  
にせよと言ってきたのである。

このことを訪米中にカーター氏か  
ら言われた福田赳夫首相は「ビール  
を作るための工場でサイダーを作れ  
というようなものだ」と反発。日本  
国内では「国難来たる！」とばかり  
に原子力業界だけでなく官民一体と  
なって反撃体制を固め、時の科学技  
術庁長官兼原子力委員長、宇野宗佑  
氏（国務大臣。後に外務大臣、首相）  
の下で外務省、通産省（現経産省）、  
科学技術庁の精鋭部隊が交渉に当  
たった。当時経団連会長であった土  
光敏夫氏（東芝社長）は業界に号令  
をかけて、一流企業のエリート社員  
からなる支援体制を作ってくれ、朝  
日新聞を含むマスコミも熱心に応援  
してくれた。現在からは到底想像も  
できない状況である。

私事ながら、筆者は一九七七年春  
にUNEP勤務から帰朝したばかり  
だったが、直ちにこの渦中に放り込  
まれ、外務省の担当課長（途中から  
初代原子力課長）としてどっぷり対

米交渉に関わるようになってしまっ  
た。

この時の日米原子力交渉は、戦後  
の日米外交関係史上で最も激しい交  
渉の一つとされており、カーター政  
権時代の四年では完全に決着せず、  
東海交渉に続く二年半の「国際核燃  
料サイクル評価」(INFCE 一九  
七七～八〇年)交渉を挟み、次のレー  
ガン政権時代の一九八八年に新日米  
原子力協力協定が署名されるまで丸  
一〇年に及ぶマラソン交渉となつた  
のである。

なお、東海再処理施設について言  
えば、一九七七年の日米合意では「最  
初の二年間で九九トまで再処理でき  
る」となっており、その後は数か月  
単位、あるいは数年単位で小刻みに  
延長され、その都度両国政府間で面  
倒な交渉をしなければならなかった。  
英仏再処理委託のための使用済み核  
燃料の海外移転についても、その都  
度米側の事前許可(MB10)を必要  
とし、不安定な状況が続いていた。  
一九八八年の新協定では、こうし  
た厄介な個別(case by case)の事前  
同意方式に代えて、長期包括的事前  
同意方式に切り替えられ、協定の有

効期間中は米国が勝手にストップを  
かけることはできないような仕組み  
になっている。この方式は、NPT上  
の「非核兵器国」としては、日本と、  
EU加盟の一部の国々(ドイツ、ベル  
ギー、オランダ、イタリア、スペイン  
など)にのみ認められているもので、  
その他の国には一切認められていな  
い。韓国などは必死になって日本並  
みの再処理権を要求しているが、米  
国政府は頑として応じていない。

## INFCE 外れたカーターさんの目論見

以上、カーター政権時代の一九七  
〇年代半ばから一〇年間に及ぶ日米  
原子力交渉の前半部分の大きな流れ  
を概説したが、その全体的経緯や問  
題点は、ここでは到底書ききれない  
ので、興味のある方は是非、筆者の過  
去の著作や論文(その一部は筆者の  
公式ホームページに再録されている。  
<http://www.kanekokunao.jp/>)を  
ご覧いただきたい。また、本誌二〇  
二四年十一月号掲載の元日本原子力  
研究開発機構理事・柳澤務氏によ  
る「核燃料サイクルの矜持」にも簡  
潔にまとめられているので、ご一読

をお勧めする。

なお、紙面の都合で詳細は割愛す  
るが、前記のように、一九七七年九月  
の東海再処理交渉妥結直後にスター  
トした「国際核燃料サイクル評価」(I  
NFCE)では、提唱者のカーター  
大統領自身がワシントンD.C.での  
開会セッションで演説をするなど、  
米国はハーバード大学の大物教授な  
どを総動員した挙国一致体制で臨ん  
だ。以後一九八〇年一月の最終セッ  
ションまでの二年半にわたって、I  
AEAの本拠地ウィーンを中心に約  
四〇か国の国と国際機関が参加して  
激しい議論が展開された。

そこでは、核燃料サイクルの上流  
(ウラン鉱石採掘 から下流(核廃棄  
物処理・処分)までを八つの分野に  
分け、八つの作業部会を作って専門  
的な議論を行ったが、日本は頑張っ  
て、イギリスと共に、最も重要な再  
処理問題を扱った第四作業部会の議  
長国を務めた。首席代表は故田宮茂  
文氏(当時科学技術庁原子力局長、  
後に日本原燃サービスの専務)。

さらに、フランスと当時原子力に  
熱心だった西ドイツが舞台裏で日英  
を強力にサポートしてくれた。イギ  
リスとフランスが非常に強力にサポ  
ートしてくれた背景には、両国は、日  
独などからの再処理委託を受けてい

た関係でビジネス上の利害も働いていたと思われる。

そうした事情もあって、日英仏独の四か国ががちりスクラムを組み、知恵を出し合って、米国やカナダ、オーストラリアなど核拡散防止と輸出規制に熱心な供給国側が次々に提起してくる論点について有効な反撃を行うことができた。筆者もIAEAの図書館に籠って国際法の視点から反論を書いたり、各国代表団への働きかけなど、寝食を惜しんで対応に当たった。

とくに日本は、日米交渉時の対米約束に従って、東海再処理施設の運転データなどを随時提供して、INFCIEの議論を懸命に支え、最終セッションでは議長を務めるなど終始大活躍した。これは決して自慢話でも自画自賛でもなく、客観的な事実であって、当時の日本国内の原子力にかける熱意を物語るものであるう。

### 「再処理権」は軽々に放棄すべきではない

かくして四か国の共同作戦が見事に奏功して、米国は次第に技術面でも理論面でも劣勢に立つことが多くなり、最終的にはカーター氏の狙いとは裏腹に、「核拡散問題は基本的には政治問題であって技術問題とは異

なる。再処理が必ずしも核拡散につながる」という穏当な結論に到達した。我々としては苦労した甲斐があったという思いだったが、カーターさんとしては甚だ不本意な結果に終わった、裏目に出ってしまったと感じたのではないか。そのためか、INFCIE以後、米国は多国間協議方式ではなく、二国間方式の交渉で、輸入国側に規制をかける外交スタイルを採用している（いわゆる「一二三協定」方式——すなわち、一九七八年に改正された一九五四年米原子力法第一二三条に基づく厳しい核不拡散措置を盛り込んだ二国間協定が締結されていなければ、米国から資材や技術の輸出はできないとする仕組みになっている）。

いづれにせよ、こうした長年にわたる二国間と多国間ベースの難儀な交渉を通じて、日本は再処理とプルトニウム利用を行う権利を獲得したわけであるから、この権利は軽々に手放すべきではない。一度手放せば二度と取り戻すことはできないだろう。

と同時に、せっかく苦勞して手に入れた再処理権をフルに生かすためにも、六ヶ所再処理工場は是が非でも早期に完成させなければならぬ。これは、外交交渉に携わった筆者を

含めた当時の関係者全員の切なる願いでもある。このことをこの機会に特に強調しておきたい。

### 後日談…カーターさんとの個人的な思い出

前記のように筆者は、縁あって、この日米交渉と、その後のINFCIE交渉を含め約五年間骨身を削る苦勞をしたので、カーター氏には特別の因縁を感じている。

実は、一九八〇年代半ばに、他用

でワシントンに出張した機会に、日米交渉の米側首席代表だったジェラード・スミス氏（元軍縮大使）、カーター大統領の特別補佐官（安全保障担当）だったスビグネフ・ブレジンスキー氏（元コロンビア大学教授）や、米国務省顧問のローレンス・シャインマン氏（コーネル大学教授）と再会し、ランチをともしながら昔話をした。そのとき、ブレジンスキー氏が語ったところによれば、カーター大統領はホワイトハウスを去る直前まで日米原子力交渉関係の文書に目を通しており、その中には、在日米大使館から送られてくる関連電報や文書と一緒に、Mr.Kanekoのメモも含まれていたとのことで、いささか驚いた記憶がある。

思えば、筆者も生来文系人間（大



スビグネフ・ブレジン  
スキー特別補佐官  
米国国立公文書館

学は法学部卒）で、エネルギーや原子力問題など科学技術的な分野は苦手で、全く疎かったのだが、妙な巡り合わせで、こうした問題に深入りし、今日に至っている。

個人の歴史上でも「もし（if）」は禁物だが、もし国連人間環境会議（ストックホルム、一九七二年）や、第一次石油危機（一九七三年）や、日米原子力交渉や、TMI事故、福島原発事故などの大きな出来事に遭遇しなかったら、ここまで深く環境問題やエネルギー、原子力・核問題と関わることなく、もっと平凡で平穩な外交官生活を送ったのではないかと思う。そういう意味で、歴史的な日米原子力交渉を通じてカーターさんとわずかながら個人的な接点を持つことができたことは、得難い体験であったと思う。

ここに往時を回想し、今は亡きカーターさんの温容と遺徳を偲び、謹んで哀悼の意を表するとともに、心からご冥福をお祈りする次第である。